

【令和6年 確定申告書の作成について】

パソコンを利用して国税庁確定申告書等作成コーナーの画面で申告書を作成し、確定申告書を提出(郵送・持参等)する方法について(説明書)

確定申告書の提出にあたり、パソコン上で国税庁の確定申告書等作成コーナー(令和6年分)を利用して書面を作成し、その書面を提出(郵送)して確定申告を行う方法についてご説明します。

確定申告書作成コーナーは、画面の指示に従い、手元にある数字を入力することにより申告書が作成されますので、自分で計算する必要はありません。所得税の還付金額は作成中に表示されます。

また、税額控除と所得控除のいずれか有利な方が計算過程で自動的に選択されます。すべての入力が完了すると、提出する申告書を印刷することができますので、出力された申告書を提出(郵送)することで確定申告を行うことができます。

さらに、住民税の寄附金控除の手続きは、所得税の確定申告の過程で行うことができます。

なお、現在国税庁はマイナンバーカード取得者に対して、e-Taxを利用した提出(送信)を推奨していますので、提出方法については各自のご判断で選択してください。

◆確定申告の期間：2025年2月17日(月)～3月17日(月)
(還付申告の場合は2月14日(金)以前でも申告書を受け付けています。)

◆確定申告書作成時に必要なもの：

- ・マイナンバーカード(カード未取得者はマイナンバーがわかるもの)
- ・源泉徴収票(令和6年)
- ・寄付金領収書
- ・税の証明書※
- ・銀行口座がわかるもの

※ 税の証明書

事務局より送付された「～ご寄付をいただいた皆様へ～」(「特定公益増進法人であることの証明書」と「税額控除に係る証明書」)を寄付金領収書とともに申告時に提出します。

○確定申告と年末調整

確定申告と年末調整は、ともに年間の所得税額を確定する手続きですが、確定申告は、最終的に所得税額を確定する手続きになります。【確定申告＞年末調整】

所得税の確定申告書を提出した方は、その確定申告書等が自治体へデータで送信されますので、改めて住民税の申告書を提出する必要はありません。そのため、確定申告書の「住民税に関する事項」（下記1～8）は忘れずにご記入ください。記入をしないと、年末調整で反映されていた事項が確定申告により反映されなくなり、住民税の税額が増えてしまう場合もありますので、ご注意ください。

住民税の税額は、所得税の申告書に記載された事項を基に市区町村が税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。

住民税の寄附金控除の対象となる自治体にお住まいの方はもとより、住民税の寄附金控除対象外の自治体にお住まいでも、該当する事項がある方は必ずご記入ください。

「住民税に関する事項」

- 1 同一生計配偶者がいる方
- 2 16歳未満の扶養親族がいる方
- 3 給与・公的年金以外の所得がある方
- 4 配当所得がある方
- 5 非居住者期間がある方
- 6 配当割額控除がある方
- 7 寄附金税額控除がある方
- 8 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族がいる方

*確定申告は税務署に提出することで成立しますので、パソコン上での画面操作は、何回訂正しても大丈夫です。

*この説明書は給与所得が1か所(東海大学)で年末調整の内容は変更せず寄附金控除のみを追加申告する場合の説明です。

他の収入がある方、他の控除があるなど、条件が異なる方は、適宜選択肢を追加・変更して進めてください。ご不明な点は、所轄の税務署等にご相談ください。

この説明での事例（データ）

.....
東海 太郎（トウカイ タロウ） 男 昭和 60 年 12 月 12 日生まれ
郵便番号：259-1143 住所：神奈川県伊勢原市下糟屋1-2-3
電話番号：0463-93-1111（勤務先） 世帯主：本人
■収入は学校法人東海大学からの給与のみで支給総額：860万円
所得控除の合計額：180万円 源泉徴収税額：49万500円
住宅借入金等特別控除の額：記載なし 所得金額調整控除額；記載あり
源泉徴収時所得税減税控除済額：60,000円 控除外額：0円
■学校法人東海大学（東京都渋谷区富ヶ谷2-10-2）に
令和6年11月1日に10万円を寄付した
■16歳未満の扶養親族（東海 花子 平成28年7月7日生まれ）がいる
.....

国税庁ホームページ> 令和6年分確定申告特集

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

(注意事項)

* 寄付：一般用語（新聞用語）、寄附：法律用語です。この画面の説明に関しては、「寄附」を用いています。

* 画面の説明で、「クリック」、「選択」、「チェック」等する箇所は で示します。説明上、一部では色を変更している場合があります。

(1) 所得税の「令和6年分 確定申告特集」確定申告書等の作成 はこのページです。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/kakushin-sakusei/>

「確定申告書等作成コーナー」を選択⇒ (2)

令和6年分
確定申告特集

所得および復興特別所得税・贈与税
3月17日(月)までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税
3月31日(月)までに申告・納税

トップページ > 確定申告書等の作成

確定申告書等の作成

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信(提出)ができます。
また、自動計算されるので計算誤りがありません。

確定申告書等作成コーナー

動画で見る確定申告
確定申告書等作成コーナーの
操作方法を動画でご案内

作成コーナーの操作要領等

国税庁ホームページ | ご意見・ご要望 | リンク設定 | サイトマップ

確定申告書等作成コーナー

チャットボットに相談

* 本ページの タイトル内のURLを入力すると「令和6年分確定申告特集-国税庁」のトップページが表示されます。

確定申告情報> 確定申告書等を作成する [確定申告書等作成コーナーはこちら](#) を選択すると上記画面に移ります。

(2) 「作成コーナートップ」のページ

「作成開始」を選択⇒(3)

(途中で保存したデータを利用して作成再開する場合や、過去の作成データを利用して新規作成する場合は「保存データを利用して作成」を選択)

国税庁 確定申告書等作成コーナー
令和 6 年分 [よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

作成コーナートップ

お知らせ 一覧

- 2025/01/08 [【重要】e-Tax送信ができない事象について \(1月8日\)](#)
- 2025/01/06 [令和6年分確定申告書等作成コーナーを公開しました](#)
- 2025/01/06 [令和6年紙登半島地震に関するお知らせ](#)

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。



作成開始 >

- 新規に申告書や決算書・取支内訳書を作成



保存データを利用して作成 >

- 途中で保存したデータ（拡張子が [.data]）を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

ご利用ガイド

作成の流れ 入力例 ご利用になれない方 など

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った配当等の内容を表計算ソフトで入力することができます。

医療費集計フォーム
配当集計フォーム

メッセージボックスの確認

e-Taxソフト（WEB版）へログインすることで送信したデータの受付結果の確認やダウンロードができます。

確認する

送信した申告書の内容の確認

メッセージボックスからダウンロードしたデータ（拡張子が [.txt]）を読み込むと、申告の内容を確認することができます。

確認する

(3) 「税務署への提出方法の選択」のページ 1 / 2

提出方法に関する質問

①マイナンバーカードをお持ちの場合 「はい」「いいえ」を選択⇒(4)

国税庁 確定申告書等作成コーナー
令和 6 年分 [よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

① [トップ画面](#) → ② [事前確認](#) → ③ 申告書等の作成 → ④ 申告書等の送信・印刷 → ⑤ 終了

税務署への提出方法の選択

提出方法に関する質問

- マイナンバーカードをお持ちですか。
※ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください。
 [電子証明書の有効期限とは](#)
 はい いいえ
- マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン又はICカードリーダーをお持ちですか。
 [スマートフォンの対応機種を確認する方はこちら](#)
 はい いいえ

提出方法の選択

e-Tax (ID・パスワード方式) > **書面** >

※ 税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法です。
 [ID・パスワード方式とは](#)

(3) 「税務署への提出方法の選択」のページ 2 / 2

提出方法に関する質問

②マイナンバーカードをお持ちでない場合 「いいえ」を選択⇒(4)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 6 年分

[よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

① [トップ画面](#) → ② [事前確認](#) → ③ [申告書等の作成](#) → ④ [申告書等の送信・印刷](#) → ⑤ [終了](#)

税務署への提出方法の選択

提出方法に関する質問

- マイナンバーカードをお持ちですか。
※ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

[電子証明書の有効期限とは](#)

はい

いいえ

提出方法の選択

[e-Tax \(ID・パスワード方式\)](#) >

[書面](#) >

※ 税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法です。

[ID・パスワード方式とは](#)

e-Taxはメリットがいっぱい

(4) 「税務署への提出方法の選択」のページ > 「提出方法の選択」

この説明書では「書面」を選択⇒(5)

提出方法の選択

[e-Tax \(ID・パスワード方式\)](#) >

[書面](#) >

※ 税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法です。

[ID・パスワード方式とは](#)

e-Taxはメリットがいっぱい

	自宅からe-Tax	書面提出 (郵送、持参)
 送料・交通費	不要	送料 (郵送の場合) ・ 交通費等が必要
 添付資料	原則 提出省略	原則必要
 還付金受け取り期間	提出から3週間程度	1か月～1か月半程度
 青色申告控除額	最大65万円!	最大55万円 ※電子帳簿保存の場合を除く
 申告書控	e-Taxからすぐに入手・確認	自分で控えを作成・保管

(5) 「税務署への提出方法の選択」のページ > 「確認」画面の表示
「このまま次へ進む」を選択⇒(6)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 6 年分

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

1 トップ画面 → 2 事前確認 → 3 申告書等の作成 → 4 申告書等の送信・印刷 → 5 終了

税務署への提出方法の選択

提出 確認

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、郵送や窓口等で申告書等の提出の際、控えへの収受日付印の押なつを行っておりません。

なお、e-Taxにより申告書等を提出する場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができるほか、様々なメリットがあります。

以下のリンクからe-Taxのメリットをご確認いただき、今後はe-Taxの利用をご検討ください。

[e-Taxのメリット等はこちらをご確認ください!](#)

戻る このまま次へ進む

e-Tax (ID・パスワード方式) 書面

※ 税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法です。

[ID・パスワード方式とは](#)

(6) 「税務署への提出方法の選択」のページ > 「書面申告を選択された方へ」アンケート画面の表示
「アンケート①～④」の回答を各自入力して「このまま次へ進む」を選択⇒(7)
(アンケートに回答しないと先に進めません。)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 6 年分

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

1 トップ画面 → 2 事前確認 → 3 申告書等の作成 → 4 申告書等の送信・印刷 → 5 終了

税務署への提出方法の選択

提出 確認

～書面申告を選択された方へ～

国税庁では、マイナンバーカードを利用したe-Taxの普及・促進に取り組んでいます。つきましては、当コーナーの利便性向上等の参考とするため、確定申告書等作成コーナーのご利用に当たり書面提出を選択した理由に関するアンケートにご協力をお願いいたします。

① 年齢 30～39歳

② 職業 会社員（公務員、団体職員を含む）・パート・アルバイト

③ 確定申告は初めてですか? はい いいえ

④ 書面提出を選択した理由を次の中からお選びください

マイナンバーカードを取得していない又はマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを持っていないから

毎年、書面で提出して慣れているから

ICカードリーダライタの取得に費用や手間がかかるから

e-Taxのセキュリティに不安があり、インターネットを利用した申告に抵抗があるから

添付書類を書面で提出する必要があるから

e-Taxの操作や入力が分からないから

利用者識別番号やパスワードを忘れてしまったから

その他

戻る このまま次へ進む

e-Taxはメリットがいっぱい

(7) 「税務署への提出方法の選択」のページ > 「確認」画面の再表示
 「このまま次へ進む」を選択⇒(8)



(8) 「申告書等印刷を行う前の確認」のページ 1 / 2



ご利用のための事前確認を行います

推奨環境をご確認ください

国税庁において動作を確認した環境です。

OS	Windows 10 Windows 11
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Firefox
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

[WindowsとMacintoshの両方の推奨環境を確認する場合はこちら](#)

プリントサービスのご案内

ご自宅で申告書等を印刷できない方は、コンビニエンスストア等でプリントサービスをご利用いただけます。

(8) 「申告書等印刷を行う前の確認」のページ 2 / 2
「利用規約に同意して次へ」を選択⇒ (9)

	Windows 11
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Firefox
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

[WindowsとMacintoshの両方の推奨環境を確認する場合はこちら](#)

プリントサービスのご案内

ご自宅で申告書等を印刷できない方は、コンビニエンスストア等でプリントサービスをご利用いただけます。

[プリントサービスのご案内はこちら](#)

利用規約をご確認ください

確定申告書等作成コーナーのご利用の際は、利用規約への同意が必要です。
利用規約をご確認いただき、同意された場合は「利用規約に同意して次へ」ボタンをクリックしてください。

[確定申告書等作成コーナーの利用規約はこちら](#)

戻る

利用規約に同意して次へ

(9) 「作成する申告書等の選択」のページ
「令和6年分の申告書等の作成」を選択⇒ (10)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分

[よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

① [トップ画面](#) → ② [事前確認](#) → ③ [申告書等の作成](#) → ④ [申告書等の送信・印刷](#) → ⑤ [終了](#)

作成する申告書等の選択

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和6年分の申告書等の作成



過去の年分の申告書等の作成



トップ画面へ戻る

(10) 「作成する申告書等の選択」のページ 「所得税」を選択⇒(11)

国税庁 確定申告書等作成コーナー よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和6年分

1 トップ画面 → 2 事前確認 → 3 申告書等の作成 → 4 申告書等の送信・印刷 → 5 終了

作成する申告書等の選択

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和6年分の申告書等の作成 ▲

<p style="text-align: center;">所</p> <p style="text-align: center;">所得税</p> <p>所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。</p>	<p style="text-align: center;">青色 白色</p> <p style="text-align: center;">決 所</p> <p style="text-align: center;">決算書・収支内訳書 (+所得税)</p> <p>事業所得や不動産所得、雑業務に係る雑所得のある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。</p>	<p style="text-align: center;">消</p> <p style="text-align: center;">消費税</p> <p>個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。</p>	<p style="text-align: center;">贈</p> <p style="text-align: center;">贈与税</p> <p>財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。</p>
--	---	---	---

※ 事業所得や不動産所得がある方は、「決算書・収支内訳書 (+所得税)」を選択してください。
決算書・収支内訳書の作成後、引き続き所得税の申告書を作成することができます。

過去の年分の申告書等の作成 ▼

(11) 「xmlデータの読込」のページ そのまま「次へ」を選択⇒(12)

国税庁 確定申告書等作成コーナー よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和6年分

1 トップ画面 → 2 事前確認 → 3 申告書等の作成 → 4 申告書等の送信・印刷 → 5 終了

xmlデータの読込

xmlデータの読込

医療費通知や寄附金控除など申告に関する電子データ（xml形式）をお持ちの方は、この画面で読み込むことができます。
ご利用の方は、ファイルを選択してデータを読み込んでください。

電子データ（xml形式）をお持ちでない方は、そのまま「次へ」ボタンをクリックしてください。

※ この後の画面では読み込むことはできません。
※ 同一の情報が含まれているxmlデータは、重複して読み込まないようご注意ください。

対象のxmlデータはこちら

ファイルを選択

戻る 次へ

(12) 「申告する所得の選択等」のページ 1 / 3

「本人情報の確認」生年月日：プルダウン、「申告する所得の選択」給与等、該当欄に☑
*ここでは事例の「申告者本人の生年月日：昭和60(1985)年12月12日」を入力
「給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方：給与」に☑

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分 所得税 [書面提出](#)

[よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

1 申告準備 → 2 収入等入力 → 3 控除等入力 → 4 その他入力 → 5 印刷 → 6 データ保存等

申告する所得の選択等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 **必須**

昭和60(1985) 12 12

申告する所得の選択

申告する所得を **全て** 選択してください。

> 申告する所得とは ☑

> 申告する所得がどの所得に該当するか分からない場合 ☑

給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

給与

※：確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。

公的年金、企業年金など [?](#) ☑

※：生命保険等の個人年金を申告する方は、「雑（業務・その他）」を選択してください。

退職金

※：確定申告をする場合には、退職所得も含めて申告が必要です。

(12) 「申告する所得の選択等」のページ 2 / 3

「申告する所得に関する質問」給与所得に関する質問（源泉徴収票、年末調整等）について回答

その他の収入がある方

先物取引

※：外国為替証拠金取引（FX）、差金決済取引（CFD）、先物・オプション取引などによる所得が該当します。

※：前年分の申告で先物取引による損失を繰り越した場合を含みます。

一時 [?](#) ☑

雑（業務・その他）

※：原稿料、講演料、シニア人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得、生命保険等の個人年金や暗号資産取引などの他の所得に当てはまらない所得が該当します。

申告する所得に関する質問

給与所得に関する質問

Q お持ちの「給与所得の源泉徴収票」は1枚のみですか？

1枚のみ

2枚以上ある

Q 勤務先で年末調整が済んでいますか？

> 年末調整が済んでいるか確認する方法 ☑

済んでいる

済んでいない

Q 確定申告において社会保険料や生命保険料を追加したり扶養親族を変更するなど、年末調整の内容を変更しますか？

> 年末調整の内容の変更に関する不明な場合 ☑

変更しない

変更する

(12) 「申告する所得の選択等」のページ 3 / 3

「申告する所得に関する質問」 給与と所得に関する質問（源泉徴収票、年末調整等）について回答
「次へ」を選択⇒ (13)

年末調整が済んでいるか確認する方法

済んでいる

済んでいない

確定申告において社会保険料や生命保険料を追加したり扶養親族を変更するなど、年末調整の内容を変更しますか？

年末調整の内容の変更に該当するか不明な場合

変更しない

変更する

以下のいずれかに該当しますか？

・ 税務署から予定納税額の通知を受けている

予定納税とは

・ 申告する年分で差し引くか、翌年に繰り越す繰越損失がある

繰越損失とは

・ 外国税額控除を受ける

外国税額控除とは

該当する

該当しない

戻る

次へ

(13) 「給与所得の入力」ページ 1 / 3

「給与所得の源泉徴収票の入力」ご自身の源泉徴収票を確認しながら A~E を入力

*ここでは事例の「A 支払金額：860 万円」「C 所得控除の額の合計額：180 万円」

「D 源泉徴収税額：49 万 5 千円」を入力「E 住宅借入金等特別控除の除：記載なし」を選択

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 6 年分 所得税 書面提出

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

給与所得の入力

給与所得の源泉徴収票の入力

「給与所得の源泉徴収票」に記載されているとおりに、入力してください。

A 支払金額 (円)

8,600,000

B 給与所得控除後の金額 (円)

※入力不要です。

C 所得控除の額の合計額 (円)

1,800,000

D 源泉徴収税額 (円)

※：2段で記載されている場合、下の段の金額

490,500

源泉徴収税額が2段で記載 (内書き・円) ?

※：2段で記載されている場合、上の段の金額

E 住宅借入金等特別控除の額

記載あり

記載なし

The screenshot shows a tax form titled "令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票". It has a table with columns for "支払金額", "給与所得控除後の金額", "所得控除の額の合計額", and "源泉徴収税額". The values for these columns are highlighted in green and labeled A, B, C, and D respectively. Below the table, there is a checkbox for "源泉徴収税額が2段で記載 (内書き・円)" which is currently unchecked.

The screenshot shows the same tax form as above, but with the "住宅借入金等特別控除の額" field highlighted in green. The value "記載なし" is selected for this field.

(13) 「給与所得の入力」 ページ 2 / 3

「給与所得の源泉徴収票の入力」 ご自身の源泉徴収票を確認しながら F を入力

*ここでは事例の「F 源泉徴収時所得税減税控除済額：60,000 円」「F 控除外額：0 円」を入力

A screenshot of a tax form input screen. A green box labeled 'E' highlights a field in the top right corner of the form.

F 源泉徴収時所得税減税控除済額 (円)

60,000

F 控除外額 (円)

0

F 「源泉徴収時所得税減税控除済額」等の入力に代えて定額減税の対象となる人数を入力する場合

A screenshot of a tax form input screen. A green box labeled 'F' highlights a large field in the middle of the form.

(13) 「給与所得の入力」 ページ 3 / 3

「給与所得の源泉徴収票の入力」 ご自身の源泉徴収票を確認しながら G~I を入力
入力後「入力終了」を選択⇒ (14)

*ここでは事例の「G 所得金額調整控除額：記載あり」を選択

「H 支払者の住所 (居所) 又は所在地：東京都渋谷区富ヶ谷 2-10-2」

「I 支払者の氏名又は名称：学校法人東海大学」を入力

G 所得金額調整控除額

記載あり

記載なし

A screenshot of a tax form input screen. A green box labeled 'G' highlights a field in the bottom right corner of the form.

H 支払者の住所 (居所) 又は所在地

※：28文字以内 (ビル名等省略可、法人番号でも代替可)

東京都渋谷区富ヶ谷 2-10-2

I 支払者の氏名又は名称

※：28文字以内

学校法人東海大学

A screenshot of a tax form input screen. A green box labeled 'H' and 'I' highlights a large field in the middle of the form.

戻る

入力終了

(14) 「所得・控除の入力」のページ > 「計算結果」画面の表示
自動計算された所得金額等が表示されます。

「閉じる」を選択⇒(15)



(15) 「所得・控除の入力」のページ 1 / 3 > 「選択された所得の入力」
給与所得 ④入力ありで表示されています。

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等



(15) 「所得・控除の入力」のページ 2 / 3 > 「親族に関する情報の入力」
扶養親族がいる方の「扶養控除」を選択⇒ (16)

親族に関する情報の入力

配偶者がいる方 必須 ? □

配偶者（特別）控除

-



扶養親族がいる方 必須 ? □

扶養控除

-



支出に関する控除の入力

災害などにより損害を受けた方 ? □

災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除、災害減免

-



一定額を超える医療費などを支払った方 ? □

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除

-



(16) 「所得・控除の入力」のページ 2 / 3 > 「親族に関する情報の入力」
扶養親族の入力「+扶養親族を入力する」を選択⇒ (17)

扶養控除の入力

扶養親族の一覧

⚠ 年末調整の際に定額減税の対象とした扶養親族を入力してください。

> 定額減税についてはこちら □

扶養親族の入力

入力人数：0人 / 12人

※：16歳以上6人、16歳未満6人まで入力可能

+ 扶養親族を入力する

戻る

入力終了

入力でお困りの方

扶養控除の入力に関して、多く寄せられている質問を掲載しています。

? よくある質問はこちら >

- (17) 「所得・控除の入力」のページ 2/3 > 「親族に関する情報の入力」
扶養親族の入力 **1人目** 扶養親族の基本情報を入力後 **「入力内容の確認」** を選択⇒ (18)
*ここでは事例の「扶養親族の氏名：東海 花子」、「続柄：子」「生年月日：平成28(2016)年
7月7日」を入力

扶養控除の入力

扶養親族の入力 1人目

扶養親族の基本情報等

扶養親族の基本情報
扶養親族の氏名
※：10文字以内

東海 花子

続柄
子

生年月日
平成28(2016) 7 7

その他の情報
国外居住親族の該当
> 国外居住親族とは

扶養親族が国外居住親族である

別居の該当
 扶養親族と別居している

戻る もう1人入力する **入力内容の確認**

- (18) 「所得・控除の入力」のページ 2/3 > 「親族に関する情報の入力」 > 「確認」画面の表示
そのまま **「閉じる」** を選択⇒ (19)

扶養親族の入力 1人目

扶養親族の基本情報等

扶養親族の基本情報
扶養親族の氏名
※：10文字以内

東海 花子

続柄
子

生年月日
平

その他の情報
国外居住親族の該当
> 国

扶養親族が国外居住親族である

別居の該当
 扶養親族と別居している

戻る もう1人入力する **入力内容の確認**

確認

16歳未満の方は、扶養控除の対象とはなりません。
入力した情報は、住民税・事業税に関する事項として引き継がれます。
(SSHH020-SHA005)

閉じる

(19) 「所得・控除の入力」のページ 2 / 3 > 「親族に関する情報の入力」
入力結果が表示されます。扶養親族の入力内容確認後「入力終了」を選択⇒ (20)

扶養控除の入力

扶養親族の一覧

⚠ 年末調整の際に定額減税の対象とした扶養親族を入力してください。

> [定額減税についてはこちら](#) □

扶養親族の入力

入力人数：1人 / 12人
※：16歳以上6人、16歳未満6人まで入力可能

扶養親族の入力内容

	扶養親族の氏名	生年月日 ※：令和7年1月1日時点の年齢を表示しています。	操作
1	東海 花子 (子)	平成28年7月7日 (8歳)	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>

+ 扶養親族を入力する

(20) 「所得・控除の入力」のページ 2 / 3 > 「親族に関する情報の入力」
扶養控除 入力あり で表示されています。⇒ (21)

給与所得の金額を表示する

親族に関する情報の入力

配偶者がいる方 ? □

配偶者 (特別) 控除 - >

扶養親族がいる方 ? □

扶養控除 入力あり >

支出に関する控除の入力

災害などにより損害を受けた方 ? □

災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除、災害減免 - >

(21) 「所得・控除の入力」のページ 3 / 3 > 「支出に関する控除の入力」
「寄附金控除・政党等寄附金等特別控除」を選択⇒ (22)

災害などにより損害を受けた方 ? □

災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除、災害減免

-



一定額を超える医療費などを支払った方 ? □

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除

-



ふるさと納税などの寄附をした方 ? □

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。

寄附金控除

-



政党等寄附金等特別控除

-

住宅に関する控除の入力

(22) 「所得・控除の入力」のページ 3 / 3 > 「支出に関する控除の入力」
寄附金控除等の入力 > 寄附金受領証明書等の入力
「+ 証明書等の内容を入力する」を選択⇒ (23)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分 所得税

書面提出

[よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

寄附金控除等の入力

寄附金受領証明書等の一覧

寄附金受領証明書等の入力

入力件数: 0件 / 150件

+ 証明書等の内容を入力する

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）の適用を受ける方はこちら



戻る

入力終了

(23) 「所得・控除の入力」のページ 3 / 3 > 「支出に関する控除の入力」

寄附金控除等の入力 > 「寄附金受領証明書等の入力」1件目

ご自身の寄附金について入力します。プルダウンで選択又は必要事項を入力してください。

「入力内容の確認」を選択⇒(24)

*ここでは事例の「寄附年月日：令和6(2024)年11月1日」「寄附金の種類：公益財団法人、公益社団法人又は学校法人等に対する寄附金」「寄附金の種類の詳細：住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金」「寄附金の金額：100,000円」「寄附先の所在地：東京都渋谷区富ヶ谷2-10-2」、「寄附先の名称：学校法人東海大学」を入力

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分 所得税

書面提出

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

寄附金控除等の入力

寄附金受領証明書等の入力 1件目

寄附金受領証明書等を1件ずつ入力してください。

なお、同じ種類の寄附金については、まとめて入力することができますので、入力方法を確認してください。

> まとめて入力する方法

寄附年月日

令和6(2024) 11 1

領収書の日付を入力してください。

寄附金の種類

公益財団法人、公益社団法人又は学校法人等に対する寄附金

東海大学宛の寄附金の場合

> 寄附金の種類が分からない場合

※：「公益財団法人、公益社団法人又は学校法人等に対する寄附金」は、「税額控除に係る証明書」をお持ちの方が選択可能です。お持ちでない方は「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択してください。

寄附金の種類の詳細

住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金

※：お住まいの都道府県・市区町村の条例で指定されている寄附金である場合は、所得税のほか住民税でも控除の対象になります。条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。

> [参考] ホームページの検索例

寄附金の金額(円)

100,000

寄附先の所在地

※：28文字以内

東京都渋谷区富ヶ谷2-10-2

寄附先の名称

※：28文字以内

学校法人東海大学

住民税の寄附金控除を行っている自治体については、学校法人東海大学 > 基金・寄付金 > 寄付金の税制上の優遇措置について > 住民税の寄付金控除 <https://www.tokai.ac.jp/donation/merit/> をご確認ください。
不明な場合は、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

戻る

別の寄附先を入力する

同じ寄附先を入力する

入力内容の確認

- (24) 「所得・控除の入力」のページ 3 / 3 > 「支出に関する控除の入力」
 寄附金受領証明書等の一覧 > 寄附金受領証明書等の入力
 入力結果が表示されます。必要に応じて訂正・追加してください。
 内容確認後「**入力終了**」を選択⇒ (25)

寄附金受領証明書等の一覧

寄附金受領証明書等の入力

入力件数：1件 / 150件

	寄附先の名称	寄附年月日	寄附金の種類	寄附金の金額	操作
1	学校法人東海大学	令和6年11月1日	公益財団法人、公益社団法人又は学校法人等に対する寄附金 ※：住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金	100,000円	訂正 削除

+ 証明書等の内容を入力する

寄附金の合計
100,000円

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（エンジェル税制）の適用を受ける方はこちら

戻る

入力終了

- (25) 「所得・控除の入力」のページ > 「計算結果」画面の表示
 自動計算された控除額が表示されます。
 「**閉じる**」を選択⇒ (26)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分 所得税 画面提出

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ **控除等入力** → ④ その他入力 → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等

所得・控除の入力

計算結果 ×

入力された内容を基に計算した控除額は、以下のとおりです。

寄附金控除額
0円

政党等寄附金等特別控除額
39,200円

※所得税額（国税）が最も少なくなるように自動で判定しています。

閉じる

給与所得の金額を表示する

親族に関する情報の入力

(26) 「所得・控除の入力」のページ> 「支出に関する控除の入力」

「寄附金控除・政党等寄附金等特別控除 **⑦**入力あり」で表示されています。

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除

-



ふるさと納税などの寄附をした方 **⑧**

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。

寄附金控除



入力あり

政党等寄附金等特別控除



入力あり



寄附金控除額、政党等寄附金等特別控除額を表示する



住宅に関する控除の入力

住宅ローンで家屋の新築や増改築などを行った方 **⑨**

住宅ローンで家屋の新築や増改築等、改修工事を行った方

控除期間：10年又は13年



(26) 「所得・控除の入力」のページ

すべての入力・確認が終了したら「次へ」を選択⇒ (27)

住宅ローンで家屋の新築や増改築などを行った方 **⑨**

住宅ローンで家屋の新築や増改築等、改修工事を行った方

控除期間：10年又は13年

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除

-



家屋の改修工事などを行った方 **⑩**

家屋の耐震改修などの改修工事、認定住宅の新築等を行った方

控除期間：原則1年

住宅耐震改修特別控除等

-



戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

(27)「計算結果の確認」ページ 1/2

これまで自動計算された内容が表示されます。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分 所得税

書面提出

[よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ **その他入力** → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。
表示された内容を確認し、訂正がある場合は各項目の訂正ボタンを押してください。

還付される金額

39,933円

※：住民税については、確定申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

収入・所得金額の確認

給与所得

収入金額	8,600,000円
所得金額	6,640,000円

所得金額の合計

合計額	6,640,000円
-----	------------

(27)「計算結果の確認」ページ 2/2

内容を確認して「次へ」を選択⇒(28)

***入力内容に修正がある場合は、該当ページに戻り、再度入力をしてください。**

所得税及び復興特別所得税の額

税額	450,567円
----	----------

源泉徴収税額

税額	490,500円
----	----------

※：入力内容を訂正する場合は、「収入・所得金額を訂正する」ボタンから訂正してください。

申告納税額

税額	-39,933円
----	----------

第3期分の税額

納める税金	-
還付される税金	39,933円

税額控除等を訂正する

戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

(28) 「還付方法等の入力」のページ> 「還付金の受取方法」

「還付金の受取方法」の各項目を入力、「次へ」を選択⇒(29)

*ここでは「ゆうちょ銀行以外の銀行等へ振込み」⇒「金融機関名等：三菱UFJ銀行」

「本支店名等；平塚支店」、「預金種類：普通預金」、「口座番号：1234123」を入力

「公金受取口座の登録について(マイナポータル)：登録しない(別の口座を登録済み)」を選択

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分 所得税

書面提出

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

1 申告準備 → 2 収入等入力 → 3 控除等入力 → 4 その他入力 → 5 印刷 → 6 データ保存等

還付方法等の入力

還付 される金額

39,933円

※：住民税については、確定申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

還付金の受取方法

以下の事項に注意して、還付金の受取方法を選択してください。

- 口座名義は申告者本人(屋号付き名義を除く。)に限ります。
- 一部のインターネット専用銀行については対応していません。ご利用の金融機関にご確認ください。

還付金の受取方法 **必須**

公金受取口座への振込み(公金受取口座を登録済みの方に限ります。) **?** **□**

ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み

ゆうちょ銀行への振込み

ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

金融機関名等

※：15文字以内

三菱UFJ

銀行

本支店名等

※：14文字以内

平塚

支店

預金種類

普通預金

口座番号

※：数字7桁

1234123

Q 上記の口座を公金受取口座(給付金等の受取のための口座)として登録しますか? **必須**

この口座情報は、個人番号(マイナンバー)等とともにデジタル庁へ登録され、公的給付を支給する行政機関等に提供されます。既に公金受取口座を登録済みの場合は、「登録しない」を選択してください。

※：作成コーナーでは新規登録のみ可能です。公金受取口座の確認・変更はマイナポータルから行ってください。

※：一度公金受取口座を登録していれば、再度登録する必要はありません。既に公金受取口座を登録済みの方が「登録する」を選択した場合、上記に入力した口座情報が、新たに公金受取口座として登録されます。

> 公金受取口座の登録について(マイナポータル) **□**

登録する

登録しない(別の口座を登録済み)

戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

(29) 「財産債務調書、住民税等に関する事項」のページ 1 / 2 「財産債務調書の作成」確認事項に該当する場合は✓入力

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等


財産債務調書、住民税等に関する事項

財産債務調書の作成

財産債務調書の提出要件の確認

令和6年12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方は、令和7年6月30日（月）までに、財産債務調書を提出する必要があります。

提出義務者に該当する方は、チェックをしてください。

> [財産債務調書の提出要件の詳細](#) 

12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している

※：別途提出する場合、入力を省略することができます。

i 確定申告書を提出する場合、改めて住民税の申告書を提出する必要はありません。
ただし、以下の事項については、所得税と住民税で取扱いが異なるため、該当があるものを選択して入力してください。

住民税に関する事項の選択・入力

16歳未満の扶養親族がいる場合

平成21年1月2日以後に生まれた方が該当します。

(29) 「財産債務調書、住民税等に関する事項」のページ 2 / 2

「住民税に関する事項の選択・入力」の該当項目を選択後入力する⇒(30)

* 「所得・控除の入力」> 「親族に関する情報の入力」画面で扶養控除に関する入力をすでに済ませているため「16歳未満の扶養親族に関する入力を行う」に「入力あり」の表示になっている

i 確定申告書を提出する場合、改めて住民税の申告書を提出する必要はありません。
ただし、以下の事項については、所得税と住民税で取扱いが異なるため、該当があるものを選択して入力してください。

住民税に関する事項の選択・入力

16歳未満の扶養親族がいる場合

平成21年1月2日以後に生まれた方が該当します。

16歳未満の扶養親族に関する入力を行う

入力あり

訂正する >

退職所得のある配偶者・親族等がいる場合

退職所得については、源泉徴収されたものに限りです。

退職所得のある配偶者・親族等に関する入力を行う

別居の配偶者・親族がいる場合

別居の配偶者・親族に関する入力を行う

(30) 「財産債務調書、住民税等に関する事項」のページ
入力内容を確認後「次へ」を選択⇒(31)



退職所得のある配偶者・親族等がいる場合

退職所得については、源泉徴収されたものに限りです。

退職所得のある配偶者・親族等に関する入力を行う

別居の配偶者・親族がいる場合

別居の配偶者・親族に関する入力を行う

所得税で確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等がある場合  

非上場株式の少額配当等の入力を行う

戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

(31) 「基本情報の入力」のページ 1/3

「氏名・電話番号の入力」必要事項を入力（プルダウン選択含む）

*ここでは事例の「氏名（フリガナ）：トウカイ タロウ」、「氏名（漢字）：東海 太郎」、
「電話番号：勤務先：0463-93-1111」を入力

国税庁 確定申告書等作成コーナー

[よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

令和6年分 所得税 [書面提出](#)

①申告準備 → ②収入等入力 → ③控除等入力 → ④ **その他入力** → ⑤印刷 → ⑥データ保存等

基本情報の入力

氏名・電話番号の入力

氏名（フリガナ）	※：各11文字以内（合計12文字以内）		
<input type="text" value="トウカイ"/>	<input type="text" value="タロウ"/>		
氏名（漢字）	※：各10文字以内		
<input type="text" value="東海"/>	<input type="text" value="太郎"/>		
電話番号	※：日中連絡が取れる電話番号を入力してください。		
<input type="text" value="勤務先"/>	<input type="text" value="0463"/>	<input type="text" value="93"/>	<input type="text" value="1111"/>

(31)「基本情報の入力」のページ 2/3

「住所の入力」>「現在の住所の入力」必要事項を入力（プルダウン選択含む）

*ここでは事例の

「納税地の区分：住所地」「郵便番号：2591143」「都道府県・市区町村：神奈川県伊勢原市」
「丁目番地等：下糟屋1-2-3」を入力「提出先税務署：神奈川県 平塚」が自動選択される
郵便番号を入力し、右隣の郵便番号から住所入力をクリックすると、都道府県・市区町村等が
表示されるとともに「提出先税務署」が自動選択されます。

住所の入力

現在の住所の入力	
納税地の区分 <small>必須</small> <small>?</small> <small>□</small>	<input checked="" type="radio"/> 住所地 <input type="radio"/> 居所
郵便番号	2591143 郵便番号から住所入力
都道府県・市区町村 <small>必須</small>	神奈川県 ▼ 伊勢原市 ▼
丁目番地等 <small>必須</small>	<small>※：都道府県・市区町村と合計で28文字以内</small> 下糟屋1-2-3
建物名・号室	<small>※：28文字以内（制限文字数を超える場合、マンション名を省略するなどして文字数を調整してください。）</small> 〇〇マンション101号室
提出先税務署 <small>必須</small> <small>?</small> <small>□</small>	神奈川県 ▼ 平塚 ▼

(31)「基本情報の入力」のページ 3/3

「その他の項目の入力」必要事項を入力（プルダウン選択含む）後「次へ」を選択⇒(32)

*ここでは事例の「世帯主の氏名（漢字）：東海 太郎」、「世帯主からみた続柄：本人」、
「整理番号：未記入」「提出年月日：令和7（2025）年2月25日（作成日）」を入力
ご自身が世帯主の場合、ご自身が世帯主をクリックすると氏名と続柄が自動表示されます。

令和7年1月1日の住所の入力

令和7年1月1日の住所	上記で入力した住所と異なる場合は、「住所が上記と異なる」にチェックを付けてください。 <input type="checkbox"/> 住所が上記と異なる
-------------	--

その他の項目の入力

世帯主の氏名（漢字）	ご自身が世帯主 <small>※：10文字以内</small> 東海 太郎
世帯主からみた続柄	本人 ▼
整理番号 <small>?</small> <small>□</small>	<small>※：税務署から送付された「確定申告のお知らせ」などにより、税務署で付番した整理番号がお分かりになる場合は入力してください。 ※：数字8桁</small> 01234567
提出年月日	令和7(2025) ▼ 2 ▼ 25 ▼

戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

(32) 「マイナンバーの入力」のページ

マイナンバー（個人番号：12桁）をそれぞれ入力して「次へ」を選択⇒(33)

*ここでは「東海 太郎：0000-0000-0000」「東海 花子：1111-1111-1111」で入力
法律により申告書等にはマイナンバーの記載が義務付けられています。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分 所得税

書面提出

[よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等

マイナンバーの入力

	氏名	生年月日	マイナンバー（個人番号） ※：数字12桁
1人目	東海 太郎（本人）	昭和60年12月12日	<input type="text" value="0000"/> <input type="text" value="0000"/> <input type="text" value="0000"/>
2人目	東海 花子（子（16歳未満））	平成28年7月7日	<input type="text" value="1111"/> <input type="text" value="1111"/> <input type="text" value="1111"/>

戻る

次へ

ここまでの入力内容を保存

(33) 「マイナンバーの入力」> 「確認」画面の表示

内容を確認後「閉じる」を選択⇒(34)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分 所得税

書面提出

[よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等

マイナンバーの入力

確認

マイナンバーを記載した確定申告書等を提出する際には、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

本人確認書類の詳細及び写しの添付方法については、確定申告書等とともに印刷される添付書類台紙で確認してください。

(SSAC040-SHA010)

閉じる

ここまでの入力内容を保存

(34) 「申告書等の印刷」のページ
「印刷に当たっての留意事項」「印刷手順」を確認後
「申告書等を表示・印刷する」をクリック⇒(35)

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和6年分 所得税

書面提出

[よくある質問](#) [お問い合わせ](#) [作成の流れ](#)

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等

申告書等の印刷

申告書等を表示・印刷してください。
なお、印刷した申告書等は郵送等で提出する必要があります。

印刷に当たっての留意事項

- 申告書等を表示・印刷する際は、**PDFファイルを表示するソフト「Adobe Acrobat Reader」を必ず使用してください。**
お持ちでない方は、以下のボタンからダウンロードの上、インストールしてください。



- A4サイズの普通紙を使用して、カラー又は白黒で片面印刷してください。
- プリンタをお持ちでない場合は、プリントサービス（有料）を利用して申告書等を印刷することもできます。

[> コンビニプリントのご案内](#)

印刷手順

- 「申告書等を表示・印刷する」ボタンを押し、PDFファイルをダウンロードしてください。
- 画面右上のフォルダーアイコン（「ダウンロードフォルダーを開く」又は「フォルダーに表示」）を押してください。
※：ブラウザでPDFファイルが表示される可能性がありますので、「ファイルを開く」を押さないでください。
- ダウンロードしたPDFファイルを右クリックして、「プログラムから開く」を選択して、「Adobe Acrobat Reader」で表示・印刷してください。

申告書等を表示・印刷する

申告内容を訂正する場合

戻る

次へ

(35) 確定申告書のダウンロード (ファイル名: r6syotoku)

作成された確定申告書のPDFデータをダウンロードすることができます。

PDFデータを出し、必要書類※を添付して書面提出してください。

※主な必要書類 ①本人確認書類 ②寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領書等

<確定申告書見本>

平塚 税務署長		令和 06 年分の 所得税及び復興特別所得税 の 確定申告書		FA2204	
納税地	259-1143	個人番号 (マイナンバー)	生年月日	3 60 12 12
現在の住所又は居所	神奈川県伊勢原市下糟屋1-2		フリガナ	トウカイ タロウ	
事業所等	- 3		氏名	東海 太郎	
令和7年1月1日現在の住所	同上		職業	屋号・雅号	世帯主の氏名 東海 太郎
	種類		特展の表示	整理番号	電話番号 自宅・勤務先・携帯 0463-93-1111
収入金額等 (単位は円)	事業	営業等	区分	ア	
	業	農業	区分	イ	
	不動産	区分	ウ		
	配当	区分	エ		
	給与	区分	オ		
	公的年金等	区分	カ		
	雑	業務	区分	キ	
	その他	区分	ク		
	総合譲渡	短期	ク		
	長期	ク			
一時	サ				
所得金額	事業	営業等	①		
	業	農業	②		
	不動産	③			
	利子	④			
	配当	⑤			
	給与	区分	⑥		
	公的年金等	⑦			
	雑	業務	⑧		
	その他	⑨			
税金の計算	課税される所得金額	⑩			
	(⑩-⑪)又は第二表上の⑩に対する税額又は第三表の⑩	⑪			
	配当控除	⑫			
	区分	⑬			
	住宅借入金等特別控除	⑭			
	政党等寄附金等特別控除	⑮			
	住宅耐震改修特別控除等	⑯			
	⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒	⑳			
	災害減免額	㉓			
	再差引所得税額	㉔			
	令和6年分人数 (3万円×人数)	㉕	1		
	再々差引所得税額(基準所得税額) (㉔-㉕)(赤字のときは0)	㉖			
	復興特別所得税額 (㉖×2.1%)	㉗			
	所得税及び復興特別所得税の額 (㉖+㉗)	㉘			
外国税額控除等	区分	㉙			
源泉徴収税額	㉚				
申告納税額 (㉘-㉙-㉚)	㉛				
予定納税額 (第1期分・第2期分)	㉜				
第3期分の税額	㉝		00		
納める税金 (㉛-㉜)	㉞				
還付される税金 (㉜-㉝)	㉟				

第一表 (令和六年分用) 定額減税実施済額は、㉛と㉜のいずれか少ない方の金額です。

【書面提出時に作成される用紙】

- ① 令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 第一表
 - ② 令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 添付書類台紙
 - ③ 令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 第二表
 - ④ 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書
 - ⑤ 令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 第一表 (控)
 - ⑥ 令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 第二表 (控)
 - ⑦ 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 (控)
 - ⑧ 提出書類等のご案内 (提出先税務署の宛先付)
- (所得控除の場合は④、⑦は作成されず、6枚になります)